公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課 流通・取引慣行ガイドライン担当 御中

「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の一部改正(案)に対する意見

経営法友会(代表幹事・杉山忠昭(花王株式会社)。以下、「当会」といいます。)は、1971年に「企業法務実務担当者の情報交換の場」として発足し、法人単位の会員組織として企業内の法務担当者によって組織され、企業の法務部門の充実強化を目的とした活動とともに、各省庁・関係団体に対し実務的見地からの意見提言・意見交換を行っており、現在、会員数 1,150 社を超える組織となっています(2016年4月現在)。

今般の「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の一部改正(案)について、当会は、事業者の実務に大きな影響を与える論点が含まれていると認識していることから意見を提出することとしました。

今後、これらの意見をはじめ、事業者側の事情も踏まえた検討が行われることを強く願います。

経 営 法 友 会

<本意見の連絡先>

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-9-10

茅場町ブロードスクエア 2階

公益社団法人商事法務研究会内

経営法友会事務局

TEL: 03-5614-5638

FAX: 03-5643-7187

E-MAIL: keieihoyukai@shojihomu.or.jp

担当:児玉良彦、簗 茂樹

「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の一部改正(案)に対する意見

いわゆるセーフ・ハーバーの市場シェア基準の水準を 10%から 20%に引き上げ、順位基準を廃止することには、基本的に賛成である (例えば、従前の基準であれば、シェアが 5%の事業者であってもシェア順位が 1 位であればセーフ・ハーバー適用対象外となるが、そのような事業者が実質的に市場において影響力をもつことは考えにくい)。

しかしながら、事業者の予測可能性を高め、経済効率性に寄与することがガイドラインの、特にセーフ・ハーバーの役割であることから、以下の点については、引き続きご検討いただきたい。

○シェア基準 20%に関して

- ・EU が 30%、米国も概ね EU と同様の運用状況であることを考えると、20%でもなおグローバル・スタンダードの観点からは不十分であり、セーフ・ハーバーの更なる引き上げを行い、取引当事者間の合意に委ねる部分を更に拡大すべき。
- ・EU 等が 30%を採用する中、日本ではなぜ 20%を妥当としたのか、国際的経済インフラのイコールフッティングの観点から問題なしとしない。明確な理論的根拠がないならば、30%への引き上げを検討すべきではないか。
- ・今回の改正で仮に 20% と定められた場合、昨今の我が国企業の在り方等を踏まえ、将来の見直しの可能性についてうかがいたい。
- ・業界ごとに状況が異なる場合もあろうことから、必要がある場合、さらに引き上げたシェアでセーフ・ハーバーを設ける業界があってもよいと考える。
- ・セーフ・ハーバーを超えたからといって直ちに違法ではないということをより明確に示し、 事業者の過度の委縮を防ぐため、過去の相談事例集の中で、セーフ・ハーバー基準を超える にもかかわらず適法とされた事例、違法とされた事例を整理して、ガイドラインに収録する ことを検討すべきである。

○例外的に違法とされる事例に関して

- ・改正後も、「通常、~違法とはならない」という規定の仕方には変わりがないため、依然として公正取引委員会の裁量の余地が残されている。「市場シェアが 20%以下・新規参入者」でも例外的に「違法」となる場合とはどのような場合なのか、判断要素の記載や例示がなされるべきと考える。
- ・例えば、以下のようなケースは違法とすることができる余地を残しておくべきと考える。 海外で先行して販売され爆発的な人気を博した海外メーカーの製品が、ようやく日本に 導入されることとなった。海外メーカーは、日本市場では新規参入でありシェアはない。 しかし、全世界での人気を背景に、同製品の販売を希望する販売業者に対して、「競合する 他メーカーの製品の取扱禁止」を条件として提示した。

○適用対象行為について

・対象を「競争品の取扱制限」及び「厳格な地域制限」としたことについて、明確な理論的根拠がないのであれば、「販売先の制限」や「販売方法の制限」など、現行のガイドラインで非価格制限行為とされているその他の行為類型まで拡大することを検討していただきたい。

以上